

## 三重とこわか国体亀山市識別用品整備要項

### 1 目的

この要項は、三重とこわか国体（以下「大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、役員、係員等の識別用品について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 整備品目

識別用品として整備する用品は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

#### (1) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 服飾品
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

#### (2) 大会

- ア IDカード
- イ 服飾品
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

### 3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、IDカードのみの配布とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督、大会関係者
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他実行委員会が必要と認める者

### 4 デザイン等

識別用品のデザインは、原則として、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山

市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定するものとし、大会及びリハーサル大会に従事する、役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

#### 5 識別用品の着用

配布対象者は、大会及びリハーサル大会の運営に従事する期間中は、原則として、実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

#### 6 競技共催市町との協議による整備

他市町と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市町と協議して定める。

#### 7 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品整備に関し必要な事項は別に定める。